

京都府国民健康保険団体連合会 理事会 議事録

1 開催日時 令和 7 年 7 月 18 日（金） 午前 10 時 00 分～午前 11 時 00 分

2 開催方法 参集及び Web のハイブリッド開催

3 出席者 理 事 15 名
監 事 1 名
事務局 10 名 他管理職 6 名

4 付議事項

【議決事項】

議第 23 号 令和 6 年度京都府国民健康保険団体連合会事業報告

議第 24 号 令和 6 年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算

議第 25 号 令和 6 年度京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算

議第 26 号 令和 6 年度京都府国民健康保険団体連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出決算

議第 27 号 令和 6 年度京都府国民健康保険団体連合会高額療養費支払資金貸付金特別会計歳入歳出決算

議第 28 号 令和 6 年度京都府国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算

議第 29 号 令和 6 年度京都府国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算

議第 30 号 令和 6 年度京都府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算

議第 31 号 令和 6 年度京都府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算

議第 32 号 令和 6 年度京都府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出決算

議第 33 号 京都府国民健康保険団体連合会職員服務規程の一部改正

議第 34 号 京都府国民健康保険団体連合会職員の育児休業等に関する規程の一部改正

議第 35 号 京都府国民健康保険団体連合会職員給与規程の一部改正

議第 36 号 京都府国民健康保険団体連合会職員の再任用に関する規則の一部改正

議第 37 号 京都府国民健康保険団体連合会旅費規程の一部改正

議第 38 号 京都府国民健康保険団体連合会財務規則の一部改正

議第 39 号 京都府国民健康保険団体連合会通常総会の開催

【報告事項】

(令和 7 年度分)

報告第 1 号 令和 7 年度京都府国民健康保険団体連合会の契約

【その他】

国に財政措置を求める国保中央会による決議について

5 議事内容

(理事長挨拶)

本日は、国保連合会理事会の開催をご案内させていただきましたところ、理事各位には、公務ご多忙のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、本日は、京都府の東原課長にもご出席いただいております。お忙しい中、ありがとうございます。

さて、本日の理事会においては、議決事項として、令和 6 年度分の事業報告や一般会計歳入歳出決算など 17 件についてご審議をいただくほか、報告事項 1 件の聴取をお願いしております。

また、令和 6 年度事業報告や一般会計、各特別会計歳入歳出決算は、去る 7 月 9 日の監事会において監査をいただいております。後ほど、監事の方から監査結果の報告をいただくこととしております。

議決及び報告事項が多数に上りますため、円滑な議事進行にご協力賜りますようお願い申し上げます。

(議 長)

それでは、はじめに、本日の議事録署名人でございますが、慣例により議長より指名させていただきますのでよろしいでしょうか。ご異議のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

(議 長)

ご異議がないようですので、それでは議事録署名人に八幡市の川田市長、京田辺市の上村市長をお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議決事項の審議に入ります。

議決事項の議第 23 号「令和 6 年度京都府国民健康保険団体連合会事業報告」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：総務部長)

議第 23 号 令和 6 年度国保連合会事業報告について、ご説明致します。

議案書の 1 頁をお開き願います。

6 年度本会事業報告について、別紙のとおり、総会に提出するものでございます。

1 枚おめくりいただき、3 頁「1 はじめに」でございます。

一つ目のマルに記載のとおり、6 年度においては、診療報酬や介護給付費及び障害介護給付費の審査支払等の通常の業務に加えて、介護事業所等に対して都道府県が交付する処遇改善支援補助金の金額算出に関連した事務といった臨時的な業務についても、円滑な実施に努めました。

二つ目のマルへまいりまして、医療 DX の推進の一環として、令和 6 年 12 月 2 日以降、従来の健康保険証は新たに発行せずに、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行する中、国保連合会・国保中央会においては、オンラインでの費用請求による予防接種事務のデジタル化について、予防接種記録や接種費用の請求支払システムの開発を進めました。

また、審査支払機能に関する改革工程表を踏まえた国保総合システムの審査支払領域に係る支払基金との共同開発・共同利用やクラウド化後の保守・運用費用の削減を図るシステムの最適化に対する国庫補助金については、地方六団体等のご支援の下、国保中央会とともに強く要望してきた結果、7 年度分として 32 億円が措置されたところであり、引き続き、8 年度の補助金確保に向けて要望行動を進めて参ります。

三つ目のマルへまいりまして、第 3 期データヘルス計画に基づき行われる保健事業を推進する取組として、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関して、健診・医療・介護の情報を包括的に分析できる「一体的実施・実践支援ツール」を市町村に提供するとともに、説明会を開催するなど、保険者等への更なる支援に努めました。

四つ目のマルへまいりまして、令和 6 年度税制改正により、国保連合会が行う請負業務のうち、一定の要件を満たす事業は、収益事業から除外されることになり、6 年度から 10 年度までの 5 年間の積立計画書等を厚生労働省へ提出し、厚生労働大臣の証明を受けました。システムの更改財源をはじめ、中期的な視点に立って財政を運営することが重要であり、業務ごとに 3 年間の収支見通しに基づく手数料の改定等により、収支の均衡を目指して参ります。

今後とも、保険者等の皆様方のご理解とご協力の下、経費の節減や個人情報の保護、人材の育成・確保に取り組み、保険者の共同体としての業務等を着実に進めて参ります。

4 頁をお開き願います。「2 令和 6 年度における主な取組」でございます。

はじめに、(1) 国保総合システムの対応でございます。審査支払機能に関する改革工程表に基づき、クラウドへの移行とともに、6 年 4 月からの全国一斉稼働による支払基金との受付領域の共同利用を実現し、安定運用に努めました。

また、クラウド化した国保総合システムの保守・運用費用の縮減に向けたシステム最適化については、国保中央会と全国の国保連合会との協議のもと、サーバ統合など、システム基盤の見直しを行う改修作業に 7 年 1 月から着手し、8 年度にかけて段階的に改修を進めることになりました。

二つ目のマルですが、審査支払領域の共同開発・共同利用に当たっては、開発費用の縮減を図り、現行の業務機能レベルを維持しつつ、保守・運用費用の低減が図れるよう厚生労働省及び支払基金と協議を進めて参りました。

次に、(2) 自動レポーティング機能による差異の見える化に向けた取組でございます。国保総合システムに実装されたレポーティングについては、支払基金・国保連合会にお

ける診療報酬明細書の事務共助や審査委員会の審査において、審査結果の差異の見える化を図り、どのような要因で差異が生じているのかを検証し、審査結果の不合理な差異を解消することを目的として実施しています。6 年度に実施したレポーティングについて検証したところ、本会での審査結果に不合理な差異は見られませんでした。

5 頁をご覧ください。(3) 訪問看護療養費の電子化でございます。医療保険における訪問看護療養費の電子化については、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行する 12 月からオンライン資格確認及びオンライン請求が原則義務化され、オンラインでの受付等、審査支払業務の円滑な実施に努めました。

続きまして、(4) 介護情報基盤整備構築に向けた取組の推進でございます。「経済財政運営と改革の基本方針 2022」において、医療介護全般にわたる情報について共有・交換できる全国的なプラットフォームを創設することが求められており、自治体・利用者・介護事業者・医療機関等が、利用者に関する介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備することとされました。介護情報基盤のシステム整備については、厚生労働省からの依頼により国保中央会が一元的に実施することとなり、8 年 4 月の稼働に向けて、開発業者を選定し、6 年 10 月より開発業務に着手しています。

三つ目のマルにまいりまして、国保中央会では、国保連合会、保険者及び学識経験者等で構成されたワーキンググループを設置し、介護情報基盤のデータ等を活用した介護保険分野における保険者支援について、保険者へのヒアリングに基づいた課題及び支援策の継続的な協議を実施しており、本会においても、国保中央会と連携して取り組んで参ります。

続きまして、(5) その他の次期システム更改に向けた取組の推進でございます。特定健診等データ管理システム及び後期高齢者医療請求支払システムについては、8 年 4 月にクラウドへの移行を予定しており、一部機能の見直しを含めた設計内容等の精査等、その準備に取り組みしました。

6 頁にまいりまして、本会のシステムを保険者が利用するネットワークにおいては、不正アクセスなどを防ぐためのセキュリティ機器を設置・管理しており、6 年度は、37 保険者のセキュリティ機器の更改を実施するとともに、市町村における医療と介護の 2 台の機器を 1 台に共用化し、経費の削減に取り組みしました。

最後に、(6) 人材育成・確保基本方針の策定と実践でございます。国保連合会が地方自治体の医療・保健・介護・福祉を支援する総合専門機関の役割を果たせるよう、職員全体の意識と能力の向上、組織の活性化を目的とし、7 年 3 月に「人材育成・確保基本方針」を策定しました。今後、基本方針に基づく取組を実践して参ります。

7 頁をご覧ください。「令和 6 年度個別取組」でございます。7 頁から 11 頁にかけまして、会員の状況や総会、理事会など、また、役員や事務局組織の状況、各種委員会等の活動状況を記載しています。12 頁以降では、診療報酬や柔道整復療養費等の審査取扱状況、介護保険等のサービス別審査確定件数と給付額の状況、障害介護給付費の審査確定件数と給付額の状況のほか、第三者行為損害賠償求償事務の処理状況等について記載しています。時間の関係もあり、個々の取組状況についての説明は、省略させていただきます。

令和 6 年度事業報告のご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ありがとうございます。

ただ今の説明につきまして、何かご意見、ご質問等あればお受けしたいと思います、いかがでしょうか。

(挙手なし)

(議 長)

特にご質問等もないようですので、議第 23 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

原案のとおり承認することに疑義ある方、反対の方、挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

(議 長)

ありがとうございました。原案のとおりご承認いただきましたので、議第 23 号については次の総会に付議いたします。

次に進みます。議第 24 号「令和 6 年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算」から、議第 32 号「令和 6 年度京都府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出決算」までを一括議題として、事務局の説明を求めます。

(事務局：財務課長)

議案書の 33 頁「議第 24 号令和 6 年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算」から 229 頁「議第 32 号令和 6 年度京都府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出決算」までの各会計の決算について、それぞれ別紙のとおり、総会に提出するものでございます。なお、議第 24 号から議第 32 号までは、237 頁の令和 6 年度京都府国民健康保険団体連合会決算概況を用いてご説明します。

239 頁をお開き願います。はじめに、各会計の業務勘定を除いた歳出決算額の状況をご説明します。なお、業務勘定については、次の頁以降で、収支状況も含めてご説明申し上げます。まず、一般会計は、保険者からの負担金を財源として、総会等の開催や保健事業関係研修会に要する経費等を計理している会計で、6 年度の歳出決算額が前年度を大きく上回っておりますのは、6 年度の税制改正に関する対応のため、一般会計で管理していました事業運営安定化積立金を廃止し、各特別会計へ繰出し、各特別会計業務勘定の ICT 等を活用した業務の高度化等積立資産へ積立てたことによるものです。

次に、診療報酬審査支払特別会計でございます。診療報酬支払勘定については、被保険

者数の減少に伴う取扱件数の減により、また、公費負担医療の支払勘定については、新型コロナウイルス感染症に係る公費支援が6年3月末で終了したことに伴う取扱件数の減により、いずれも前年度を下回る決算額となっています。また、出産育児一時金等の支払勘定についても取扱件数の減により、歳出決算額は減額となっています。一方、抗体検査等費用の支払勘定には、福祉医療等費用の支払いを含んでおり、子育て支援医療費助成制度の拡充に伴う福祉医療の取扱件数増により前年度を上回る決算額となっています。

次に、職員退職手当金の歳出決算額7,410万4千円は、6名の職員に対する退職手当金と退職給付引当資産への積立金となっております。

次の、高額療養費支払資金貸付金特別会計は、京都府からの借入金を財源として被保険者に高額療養費相当額を貸付けるもので、令和6年度の貸付件数は、1件となっております。

次に、介護保険事業関係業務特別会計でございます。要支援・要介護認定者数の増加による取扱件数の増を受けて、介護給付費等支払勘定、公費負担医療等に関する報酬等支払勘定ともに、前年度を上回る歳出決算額となっています。

次に、障害者総合支援法関係業務等特別会計についても、取扱件数が大幅に伸びており、障害介護給付費、障害児給付費ともに前年度を上回る歳出決算額となっています。

次に、後期高齢者医療事業関係業務特別会計でございます。後期高齢者医療については、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行により、診療報酬等の取扱件数が増加し、歳出決算額は前年度を上回っています。一方、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定については、診療報酬審査支払特別会計と同様に新型コロナウイルス感染症に係る公費支援が6年3月末で終了したことに伴う取扱件数の減により、前年度を下回る決算額となっています。

次に、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計でございます。特定健診・特定保健指導等費用支払勘定については、被保険者数の減少により、歳出額は、前年度を下回っています。一方、後期高齢者健診等費用支払勘定は、被保険者数の増加により、前年度を上回る歳出決算額となっています。

最後に、第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計でございます。損害保険会社等に対する損害賠償求償の収納件数増により、保険者に対する損害賠償金の支払額は、前年度を9.8%上回っています。

240頁をお開き願います。「2 業務勘定収支状況」の診療報酬審査支払特別会計業務勘定でございます。歳入合計は、前年度に比べ6億1,850万7千円減の20億7,625万5千円で、主な増減内訳は、手数料では、被保険者数の減少に伴い国保審査支払手数料の減や新型コロナワクチン接種費用請求支払の業務終了に伴う手数料が減少しております。繰入金については、国保総合システム更改終了に伴う減価償却引当資産とICT等を活用した業務の高度化等積立資産からの繰入金が減となっております。

次に、歳出合計は、前年度に比べ6億2,609万7千円減の20億45万1千円で、主な増減内訳は、国保総合システム更改終了に伴う開発・改修経費の減や国保総合システムのクラウド化に伴う本会の運用・保守経費が減となっております。歳入から歳出を差し引いた収支額は、最下段の表のとおり、7,580万4千円となっております。

241 頁をご覧ください。介護保険事業関係業務特別会計業務勘定でございます。歳入合計は、前年度に比べ1億4,517万円増の6億7,832万5千円で、主な増減内訳は、手数料では、要支援・要介護認定者数の増加による手数料の増、繰入金では、7年4月のシステム更改費に充当した減価償却引当資産とシステム導入作業経費積立資産からの繰入金が増となるほか、事業運営安定化積立金の廃止に伴う一般会計からの繰入金が増額となっております。

次に、歳出合計は、前年度に比べ1億6,714万9千円増の6億4,361万7千円で、主な増減内訳は、システムの更改に係る開発・改修経費や機器購入費の増のほか、積立金では、ICT等を活用した業務の高度化等積立資産への積立金が増加しております。歳入から歳出を差し引いた収支額は、3,470万8千円となっています。

242 頁をお開き願います。障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定でございます。歳入合計は、前年度に比べ2,443万4千円増の2億4,261万6千円で、主な増減内訳は、6年度からの手数料改定で引下げを行ったことにより、審査支払手数料が減となっております。一方で、繰入金では、7年4月のシステム更改費に充当した減価償却引当資産とシステム導入作業経費積立資産からの繰入金が増となるほか、事業運営安定化積立金の廃止に伴う一般会計からの繰入金が増額となっております。

次に、歳出合計は、前年度に比べ4,137万2千円増の2億2,562万7千円で、主な増減内訳は、システムの更改に係る開発・改修経費や機器購入費の増のほか、積立金でも、ICT等を活用した業務の高度化等積立資産への積立金が増加しております。歳入から歳出を差し引いた収支額は、1,698万9千円となっています。

243 頁をご覧ください。後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定でございます。歳入合計は、前年度に比べ9,286万2千円増の17億8,218万4千円で、主な増減内訳は、手数料では、後期高齢者の被保険者数の増加に伴い手数料が増となったほか繰入金では、事業運営安定化積立金の廃止に伴う一般会計からの繰入金も増となる一方で、国保総合システム更改終了に伴い減価償却引当資産からの繰入金が減となっております。

次に、歳出合計は、前年度に比べ7,773万1千円増の17億2,181万7千円で、主な増減内訳は、国保総合システム更改終了に伴う開発・改修経費の減や国保総合システムのクラウド化に伴う本会の運用・保守経費が減となっております。一方で、積立金では、ICT等を活用した業務の高度化等積立資産への積立金が増加しております。歳入から歳出を差し引いた収支額は、6,036万7千円となっています。

244 頁をお開き願います。特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計業務勘定でございます。歳入合計は、前年度に比べ1,809万7千円増の1億151万8千円で、主な増減内訳は、手数料では、後期高齢者の被保険者数の増加に伴う後期高齢者健診等手数料の増に加えて、繰入金でも、8年4月更改の特定健診等データ管理システムの開発負担金に充当した減価償却引当資産からの繰入金が増となっております。

次に、歳出合計は、前年度に比べ1,618万9千円増の9,537万8千円で、主な増減内訳は、国保中央会へ特定健診等データ管理システムの更改に係る開発負担金を支払ったことに伴い一般管理費その他が増加しています。歳入から歳出を差し引いた収支額は、614万円となっています。

245 頁をご覧ください。「3 積立資産等の状況」でございます。245 頁から 246 頁にかけてまして、7 年 3 月 31 日現在の 5 年度末及び 6 年度末の残高を積立資産ごとに取りまとめておりますが、特徴的な内容のみご説明します。246 頁の事業運営安定化積立資産については、6 年度の税制改正に関する対応により、一般会計から各特別会計で管理することとなったため、同積立資産を廃止し、各特別会計へ繰出し、上段の各特別会計業務勘定の ICT 等を活用した業務の高度化等積立資産へ積立てしたものです。

247 頁をご覧ください。本会においては、公認会計士の監査の下、貸借対照表を作成しています。令和 7 年 3 月 31 日現在の資産等の状況は表に記載のとおりで、248 頁の下から 2 段目に記載の資産から負債を差引いた正味財産合計が前年度に比べて 4 億 852 万 4,809 円の増額となっておりますのは、減価償却引当資産や ICT 等を活用した業務の高度化等積立資産の増等によるものです。

令和 6 年度京都府国民健康保険団体連合会決算概況についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議長)

ありがとうございました。

ここで監査結果の報告を、精華町 国保医療課長 中尾 敦子 様 よりお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(監事：精華町 国保医療課長（代理）)

それでは、代読させていただきます。

監査結果報告書

京都府国民健康保険団体連合会規約第 28 条に基づき、令和 6 年度京都府国民健康保険団体連合会事業報告書並びに一般会計、各特別会計歳入歳出決算書について、関係帳票並びに証拠書類等に基づき監査を行った結果、業務は適正に執行されており、また、各会計の歳入及び歳出額ともに正確であると認められたことを報告します。

今後とも業務について、徹底した経費削減の下、効率的かつ効果的な運営を行うとともに、内部監査機能及び資金管理体制の充実・強化を図られたい。

また、災害時の対策や個人情報の保護対策の一層の充実・強化に努められたい。

令和 7 年 7 月 9 日、監事 城陽市長 奥田 敏晴、同監事 精華町長 杉浦 正省、同監事 京都府医師国民健康保険組合理事長 濱島 高志、以上でございます。

(議長)

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお受けしたいと思います。ですが、いかがでしょうか。

(挙手なし)

(議 長)

特にご質問もないようですので、議第 24 号から議第 32 号までについては、原案のとおり承認することにご異議ないでしょうか。

原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

(議 長)

ありがとうございました。原案のとおりご承認いただきましたので、議第 24 号から議第 32 号までについては次の総会に付議をいたします。

続きまして、議第 33 号「国保連合会職員服務規程の一部改正」から議第 38 号「国保連合会財務規則の一部改正」までは、規則又は規程の改正による議案でありますため、一括して事務局からの説明を求め、関連する議題ごとに、質問及び採決を行います。

それでは、事務局よりお願いします。

(事務局：総務課長)

議第 33 号 国保連合会職員服務規程の一部改正から、議第 38 号 国保連合会財務規則の一部改正について、ご説明します。

議案は議案書の 249 頁から 284 頁に掲載しておりますが、説明は、285 頁をお開きいただき、議案説明資料を用いて、ご説明させていただきます。

はじめに、議第 33 号 国保連合会職員服務規程の一部改正及び議第 34 号 国保連合会職員の育児休業等に関する規程の一部改正でございます。この改正は、育児・介護休業法の一部改正に伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充しようとするものでございます。二つ目のマルのとおり、3 歳以上の小学校就学前の子を養育する労働者に関し、始業時刻等の変更、テレワーク、短時間勤務、養育両立支援休暇の付与、その他子を養育しやすくするための措置のうちから事業主が 2 つの措置を選択し実施することが義務付けられたため、所要の改正を行おうとするものです。本会の対応としましては、養育両立支援休暇を新設し、3 歳から小学校就学前の子 1 人につき 1 年について 10 日以内の無給の休暇を付与すること、短時間勤務については、1 日 6 時間の短時間勤務の対象を 3 歳未満の子を養育する職員から小学校就学前の子を養育する職員に拡大するものでございます。また、三つ目のマルについては、子の看護休暇に関して、小学校 3 年生までの子が在籍する学校等の休業等に伴う当該子の世話が取得事由に追加されたため、所要の改正を行おうとするものです。

続きまして、議第 35 号 国保連合会職員給与規程の一部改正及び議第 36 号 国保連合会職員の再任用に関する規則の一部改正でございます。この改正は、令和 6 年京都府人事委員会の「職員の給与等に関する報告・勧告」に基づく京都府職員の給与等に関する条例の一部改正に倣い、再任用職員に住居手当を支給するための規定の改正を行おうと

するものでございます。

次のページにまいりまして、議第 37 号 国保連合会旅費規程の一部改正でございます。この改正は、交通機関や料金体系の多様化等に対応することなどを目的に、旅費法及び京都府旅費条例が一部改正されたことに倣い、旅費の種目及び内容を見直すとともに、実費支給を原則とするための規定の改正を行おうとするものでございます。主な改正内容としましては、包括宿泊費及び宿泊手当の新設、また、特別急行料金の支給に係る距離による制限の廃止、実費支給を原則とする旅費請求手続きへの改正でございます。

最後に、議第 38 号 国保連合会財務規則の一部改正でございます。この改正は、地方自治法施行令の一部改正に伴う京都府会計規則の一部改正に倣い、随意契約とすることができる予定価格の上限を下表のとおり改正しようとするものでございます。二つ目のマルにまいりまして、併せて、京都府の規定に倣い、事務の効率化を目的として、予定価格が 50 万円、物品の買入れにあつては 10 万円未満の契約をしようとするときは、特定人からの見積りによることができるよう規定の改正を行うものでございます。

議第 33 号 国保連合会職員服務規程の一部改正から、議第 38 号 国保連合会財務規則の一部改正についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ありがとうございました。

それでは、議第 33 号「国保連合会職員服務規程の一部改正」及び議第 34 号「国保連合会職員の育児休業等に関する規程の一部改正」の説明について、ご意見・ご質問があればお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

(挙手なし)

(議 長)

特にご質問等もないようですので、議第 33 号及び議第 34 号については、原案のとおり承認することに異議ございませんでしょうか。

原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いします。

(挙手なし)

(議 長)

ありがとうございます。ご異議なしと認め、議第 33 号及び議第 34 号については原案のとおり承認いたしました。

続きまして、議第 35 号「国保連合会職員給与規程の一部改正」及び議第 36 号「国保連合会職員の再任用に関する規則の一部改正」の説明について、ご質問・ご意見があればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

(挙手なし)

(議 長)

特にご質問等もないようですので、議第 35 号及び議第 36 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いします。

(挙手なし)

(議 長)

ありがとうございます。ご異議なしと認め、議第 35 号及び議第 36 号については原案のとおり承認いたします。

続きまして、議第 37 号「国保連合会旅費規程の一部改正」の説明について、ご質問・ご意見があればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

(挙手なし)

特にご質問等もないようですので、議第 37 号については、原案のとおり承認することにご異議ないでしょうか。原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いします。

(挙手なし)

(議 長)

ありがとうございました。ご異議なしと認め、議第 37 号については原案のとおり承認いたします。

続きまして、議第 38 号「国保連合会財務規則の一部改正」の説明について、ご質問・ご意見ございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

(挙手なし)

(議 長)

特にご質問等もないようですので、議第 38 号については、原案のとおり承認することにご異議ないでしょうか。原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いします。

(挙手なし)

(議 長)

ありがとうございました。ご異議なしと認め、議第 38 号については原案のとおり承認いたします。

続きまして、議第 39 号「国保連合会通常総会の開催について」を議題とします。

議案書 287 頁になりますが、本件については、事務局の説明を省略し、通常総会を 7 月 29 日午後 1 時 30 分から、本理事会と同様にハイブリッド方式で開催することにご異議ないでしょうか。

原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いします。

(挙手なし)

ありがとうございました。ご異議なしと認め、さように決めます。

議決事項は以上でございます。

続いて、事務局より報告事項を聴取いたします。

事務局よりお願いいたします。

(事務局：総務課長)

議案書の 289 頁をお開きいただきまして、「報告第 1 号 令和 7 年度国保連合会の契約」についてご説明いたします。1 件 1 億円以上の契約案件の理事会への報告を定める国保連合会財務規則第 54 条第 5 項に基づき、1 件の契約の内容等についてご報告します。

診療報酬の審査支払等を行う国保総合システムの運用・サポート業務で、株式会社ケーケーシー情報システムと、契約金額 1 億 2,385 万 5,600 円で契約を締結し、契約期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日としています。

国保連合会の契約についてのご報告は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ただ今の報告について、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

(挙手なし)

(議 長)

特にご質問もないようですので、続きまして、その他として事務局より報告を聴取いたします。

事務局よりお願いします。

(事務局：総務課長)

291 頁をご覧ください。この決議は、去る 6 月 26 日に開催された国民健康保険中央会の臨時総会で採択されたものであり、国保総合システムにおいて国の意向を踏まえ実施する開発等に要する費用については、保険者や被保険者に追加的な負担が生じないよう、7 年度分についても引き続き国の責任において必要な財政措置を講じるよう求めるものでございます。国保中央会では、この決議を基に、厚生労働大臣及び財務大臣をはじめ、主要な国会議員等に陳情を行うこととしており、本会としても、国保中央会や他の国保

連合会と連携し、国補助金の確保に向けて取組を続けて参ります。

決議についてのご報告は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ただ今の報告につきまして、ご質問、ご意見があればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(挙手なし)

(議 長)

ありがとうございました。

特にご質問等もないようですので、報告聴取はこの程度にとどめ、折角の機会ですので、何か皆様からご意見があれば、何でも結構です、ご発言のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

(議 長)

ありがとうございます。それでは、特にないようですので、本日の理事会はこれで閉会としますが、それぞれ円滑な議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。